

令和7年度 林業普及週間現地情報 (5/19～5/25)

森林管理課

保安林・林地開発制度に係る勉強会の開催

5月22日(木)

近年、保安林の違法伐採や林地開発の手続きを経ずに行われる違法開発等が増回傾向にある中、各種事業者に対して保安林制度や林地開発制度の周知徹底が求められている。

また、県や市町村が実施する公共事業においても同様な事例が散見されることから、令和6年4月10日付けで森林管理課から関係行政機関に対して「森林法に係る保安林制度の遵守徹底について」を発出するなど、保安林制度の周知を図っているところである。

そのような背景を踏まえ、令和7年5月22日に八重山農林水産振興センター農林水産整備課内において、保安林・林地開発制度に関する勉強会を開催し、制度の概要や許認可の手続き等について説明を行った。

保安林については、登記簿の地目が山林や原野等であっても保安林である場合があるので、事業予定区域内の保安林の有無については各自で判断するのではなく、保安林担当者に照会をして確認するよう注意を促した。

引き続き、八重山管内の公共事業等を実施する行政機関に対して保安林制度や林地開発制度の周知を行い、保安林等の適正管理に努めていく。



勉強会の様子

(報告者：八重山農林水産振興センター 比嘉、井口、砂川)